

成紀七三五年四月

刑事訴訟法中改正部分

司法部刑事科

QPCARD 10



刑事訴訟法中改正部分

目次

第一章 總則	一
第二章 法院ノ管轄	一
第三章 法院職員ノ選避	一
第四章 辯護人、輔佐人及代理人	四
第五章 文書	五
第六章 送達	五
第七章 期日及期前	七
第八章 被告ノ召喚及勾引	〇
第九章 被告ノ訊問	一
第十章 被告ノ勾留	三
第十一章 搜索及押收	六

OPCARD 10

第十三章	證人	一八
第十四章	鑑定及通譯	一一
第十五章	裁判	二二
第二編 第一章	公訴	二三
第一節	偵查	二三
第二節	起訴	二八
第三節	審判	三〇
第二章	自訴	三三
第三編 上	訴則	三四
第一章	通則	三四
第二章	審容	三五
第三章	審	三五

第四編	抗 告	三六
第五編	再 審	三七
第六編	非常上訴	三九
第七編	特別手續	三九
第一章	略式手續	三九
第二章	簡席手續	四一
第八編	執 行	四四
第九編	附帶民事訴訟	四八
備考	一、法文ノ傍ニ——線ヲ施シタルモノハ該部分ヲ改正シタルモノトス	
	二、法條數ノ傍ニ——線ヲ施シタルモノハ該條文全部ヲ改正シ又ハ新	
	ニ規定ヲ設ケタルモノトス	
	三、〇頁ハ缺號	

刑事訴訟法中改正部分
第一編 總 則

第一章 法 例

第三條

本法ニ當時者ト稱スルハ檢察廳、自訴人及被告ヲ謂フ

第二章 法院ノ管轄

第四條

地方法院ハ刑事事件ニ付第一審管轄權ヲ有ス

但シ左記事件ノ第一審管轄權ハ高等法院ニ屬ス

一 内亂ノ罪

二 外患ノ罪

三 政府ノ對外關係ヲ妨害スル罪

第五條 事件ハ犯罪地又ハ被告ノ住所居所又ハ所在地ノ法院之ヲ管轄ス

蒙古聯合自治政府領域外ノ蒙古聯合自治政府艦船又ハ航空機内ニ在
リテ罪ヲ犯シタルトキハ艦船ノ本籍地、航空機出發地又ハ犯罪後ノ
停泊地ノ法院又管轄權ヲ有ス

Table with 2 columns: Item Name (Japanese) and Item Number (Arabic numerals). The text is faint and partially illegible.

第一章 法 例	一
第二章 法院ノ管轄	二
第三章 第三審法院ノ管轄	三
第四章 上訴ノ期間	四
第五章 上訴ノ理由	五
第六章 上訴ノ審理	六
第七章 上訴ノ判決	七
第八章 上訴ノ執行	八
第九章 上訴ノ其他	九
第十章 上訴ノ附屬	十
第十一章 上訴ノ其他	十一
第十二章 上訴ノ其他	十二
第十三章 上訴ノ其他	十三
第十四章 上訴ノ其他	十四
第十五章 上訴ノ其他	十五
第十六章 上訴ノ其他	十六
第十七章 上訴ノ其他	十七
第十八章 上訴ノ其他	十八
第十九章 上訴ノ其他	十九
第二十章 上訴ノ其他	二十
第二十一章 上訴ノ其他	二十一
第二十二章 上訴ノ其他	二十二
第二十三章 上訴ノ其他	二十三
第二十四章 上訴ノ其他	二十四
第二十五章 上訴ノ其他	二十五
第二十六章 上訴ノ其他	二十六
第二十七章 上訴ノ其他	二十七
第二十八章 上訴ノ其他	二十八
第二十九章 上訴ノ其他	二十九
第三十章 上訴ノ其他	三十
第三十一章 上訴ノ其他	三十一
第三十二章 上訴ノ其他	三十二
第三十三章 上訴ノ其他	三十三
第三十四章 上訴ノ其他	三十四
第三十五章 上訴ノ其他	三十五
第三十六章 上訴ノ其他	三十六
第三十七章 上訴ノ其他	三十七
第三十八章 上訴ノ其他	三十八
第三十九章 上訴ノ其他	三十九
第四十章 上訴ノ其他	四十
第四十一章 上訴ノ其他	四十一
第四十二章 上訴ノ其他	四十二
第四十三章 上訴ノ其他	四十三
第四十四章 上訴ノ其他	四十四
第四十五章 上訴ノ其他	四十五
第四十六章 上訴ノ其他	四十六
第四十七章 上訴ノ其他	四十七
第四十八章 上訴ノ其他	四十八
第四十九章 上訴ノ其他	四十九
第五十章 上訴ノ其他	五十
第五十一章 上訴ノ其他	五十一
第五十二章 上訴ノ其他	五十二
第五十三章 上訴ノ其他	五十三
第五十四章 上訴ノ其他	五十四
第五十五章 上訴ノ其他	五十五
第五十六章 上訴ノ其他	五十六
第五十七章 上訴ノ其他	五十七
第五十八章 上訴ノ其他	五十八
第五十九章 上訴ノ其他	五十九
第六十章 上訴ノ其他	六十
第六十一章 上訴ノ其他	六十一
第六十二章 上訴ノ其他	六十二
第六十三章 上訴ノ其他	六十三
第六十四章 上訴ノ其他	六十四
第六十五章 上訴ノ其他	六十五
第六十六章 上訴ノ其他	六十六
第六十七章 上訴ノ其他	六十七
第六十八章 上訴ノ其他	六十八
第六十九章 上訴ノ其他	六十九
第七十章 上訴ノ其他	七十
第七十一章 上訴ノ其他	七十一
第七十二章 上訴ノ其他	七十二
第七十三章 上訴ノ其他	七十三
第七十四章 上訴ノ其他	七十四
第七十五章 上訴ノ其他	七十五
第七十六章 上訴ノ其他	七十六
第七十七章 上訴ノ其他	七十七
第七十八章 上訴ノ其他	七十八
第七十九章 上訴ノ其他	七十九
第八十章 上訴ノ其他	八十
第八十一章 上訴ノ其他	八十一
第八十二章 上訴ノ其他	八十二
第八十三章 上訴ノ其他	八十三
第八十四章 上訴ノ其他	八十四
第八十五章 上訴ノ其他	八十五
第八十六章 上訴ノ其他	八十六
第八十七章 上訴ノ其他	八十七
第八十八章 上訴ノ其他	八十八
第八十九章 上訴ノ其他	八十九
第九十章 上訴ノ其他	九十
第九十一章 上訴ノ其他	九十一
第九十二章 上訴ノ其他	九十二
第九十三章 上訴ノ其他	九十三
第九十四章 上訴ノ其他	九十四
第九十五章 上訴ノ其他	九十五
第九十六章 上訴ノ其他	九十六
第九十七章 上訴ノ其他	九十七
第九十八章 上訴ノ其他	九十八
第九十九章 上訴ノ其他	九十九
第一百章 上訴ノ其他	一百

第六條 數個ノ同級法院ノ管轄事件相牽連スルトキハ其ノ中ノ一法院併合シテ之ヲ管轄スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ若シ各事件數個ノ法院ニ管轄スルトキハ各法院ハ該管轄ノ請求ニ因リ裁定ヲ以テ一ノ法院ニ併合スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ各法院ノ裁定一致セザルトキハ各法院ニ共通セル直接上級

法院ハ檢察廳ノ請求ニ因リ裁定ヲ以テ一ノ法院ニ併合スルコトヲ得第八條 同一事件カ管轄權アル數個ノ法院ニ管轄スルトキハ最初ニ管

轄セル法院之ヲ裁定スル共同ノ直接上級法院ハ檢察廳ノ請求ニ因リ裁定ヲ以テ後ニ管轄シタル法院ヲシテ審判爲サシムルコトヲ得

第九條 左記事情ノ一アルトキハ檢察廳ノ請求ニ因リ直接上級法院ニ於テ裁定ヲ以テ該事件ノ管轄法院ヲ指定ス

一 數個ノ法院カ管轄權ニ關シ争アルトキ

二 管轄權アル法院カ確定裁判ヲ以テ管轄權無シトシ他ニ該事件ヲ管轄スル法院ナキトキ

QPCARD 10

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

晉書卷之六

[illegible]

領受遺囑及以受託人地位處理受託事務

御火油 遠隔亭所へ一てふしへ御提配へ御事ニ因りて御土道御事ニ
 り地安と以て金に御配心より御用にてや御所置せよと云ひて候

俗人論 同一事象を論議して其結果を異にするは、俗人の論議に在りては、其結果の異なるを以て其論議の異なるを以てする。

此類ハ摩訶薩ノ修奉ニ因リ成就ス以テ一ノ菩薩ニ轉ジスルコト也
合ニ例ヤク此類ノ修成一定ナシムルハ若シ諸河ニ非テ其ノ可成止處

萬民之憂合二心之苦哀呼嗚呼之出願二國之大中八音共聞八

美空ひばり

[illegible]

三 管轄區域ノ境界不明ナルニ依リ管轄有アル法院ヲ辨別スルコト
能ハサルトキ

事件ノ前項及第五條ノ規定ニ依リテ其ノ審判法院ヲ定ムルコト能ハサルトキハ最高裁判所ノ請求ニ因リ該高級法院ニ於テ發見ヲ以テ管轄法院ヲ指定ス

第十條 左記事情ノ一アルトキハ檢察官ノ請求ニ因リ官廳上級法院ニ於テ裁定ヲ以テ事件ヲ其ノ管轄區域内ニ於ケル直法院ト同級ノ裁判法院ニ事轉ス

一 普通にアル法廷カ法廷上又ハ事實上裁判ヲ行使スルコト能ハサルトモ

二 特別ノ事情ニ因リ官廳ニ出アル法院ノ裁判カ公安ニ影響シ又ハ公平ヲ損シ難キ惧アルトキ

第十一條 官廳ノ指定又ハ移轉ヲ當否ニ於テ申立ツルトキハ審狀ヲ

3

OpCARD 10

[illegible]

第十五條 第六條ニ規定スル事件ハ一檢察官ニ於テ併合シテ偵察シ又

ハ起訴スルコトヲ得管轄地アル地ノ檢察廳同意セサル場合ハ直接上

第十六條 第十三條及第十四條ノ規定ハ參照價值ヲ行フ場合ニ之ヲ

解題二

規定ハ尙舊官々檢察事務ヲ辨理スル登記官ニ之ヲ準用ス但シ會テ下

級法院ニ於テ豫審官、書記官又ハ通譯ノ職務ヲ執行シタルコトヲ以

テ廻遊ノ原因ト爲スコトヲ得ス

被官及前項登記官ノ週邊ハ所屬ノ檢察廳長ニ之カ審定ヲ申立ツヘ

シ

ヲ卑立ツヘシ豫祭官ノ定員一人ノミナル場合亦同シ

4

第四章 辯護人、輔佐人及代理人

第三十六條 最も重キ刑カ拘留又ハ罰金ノミヲ科スル事件ニアリテハ
被告ハ審判中又ハ偵査中委任代理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得但
シ法院又ハ檢察廳カ必要ナリト認ムルトキハ本人ヲシテ出頭セシ
ムルコトヲ得

第五章 文書

第四十七條 審判期日ニ於ケル訴訟手續ハ審判調書ノ記載ノ如ク履踐
セラレタルモノト推定ス

第五十二條 裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ正本ハ書記官ニ於テ
原本ニ依リ之ヲ作成シ法院ノ印ヲ押シ且ツ原本ト相違シタル文字ナ
キコトヲ附記證明スヘシ

前項ノ規定ハ檢察廳ノ起訴書並ニ不起訴處分書ノ正本ニ之ヲ準用ス

第六章 送達

第五十五條 被告、自訴人、告訴人、附帶民事訴訟ノ當事者、代理人

辯護人又ハ輔佐人ハ文書ノ送達ヲ宜クル爲其ノ住所又ハ事務所ヲ
法院又ハ檢察廳ニ對シテ届出ツヘシ法院ノ所在地ニ住所又ハ事務
所無キ場合ハ該地ニ住所又ハ事務所ヲ有スル者ヲ以テ送達代收人
ト爲スヘシ

前項ノ届出ハ其ノ效力同地ノ各級法院及檢察廳ニ及フ

送達ヲ送達代收人ニ對シテ爲ストキハ本人ニ送達シタルモノト推斷

ス

第五十八條 勸業廳ニ對スル送達ハ檢察廳ニ送付シテ之ヲ爲スヘシ
第六十條 公示送達ハ登記官ニ於テ各別ニ法院又ハ勸業廳ノ許可ヲ經
ヘシ送達スヘキ文書又ハ抄本ハ法院又ハ勸業廳ノ牌示處ニ貼リ出ス
モノヲ除キ其ノ謄本ヲ新聞紙ニ登載シ又ハ其ノ適當ナル方法ヲ以テ
之ヲ通知又ハ布告スヘシ
前項ノ送達ハ最後ニ新聞紙ニ登載シ又ハ通知、布告シタル日ヨリ三
十日ヲ過テ效力ヲ發生ス

第七章 期日及期間

第六十三條 審判長、受命推事、受託推事又ハ檢察廳長、期日ヲ指定シ
訴訟手續ヲ行フトキハ召喚又ハ通知シテ訴訟關係人ヲ出頭セシムベ
シ但シ訴訟關係人カ其ノ場ニ在リ又ハ本法ニ特別ノ規定アル場合ハ
此限ニ在ラス

第六十七條 過失ニ因ラスシテ上訴、抗告又ハ正式審判申立ノ期間又
ハ審判長、受命推事、受託推事ノ裁定又ハ檢察廳長ノ命令ノ取消若ハ
變更ヲ申立ツル期間ヲ懈怠シタルトキハ其ノ原因消滅後五日ニ原
狀回復ノ申立ヲ爲スコトヲ得
代選人ヲ許用シタル事件ニアリテハ代理人ノ過失ハ本人ノ過失ト看
做ス

第六十八條 上訴又ハ抗告期間ヲ懈怠シタルニ因リ原狀回復ヲ申立ツ
ルトキハ審判長、受命推事、受託推事ノ裁定又ハ檢察廳長ノ命令ノ取消若ハ
變更ヲ申立ツル期間ヲ懈怠シタルトキハ該申請ヲ管轄スル法院又ハ

檢察廳ニ對シ之ヲ爲スヘシ
過失ニ因ラスシテ期間ヲ懈怠シタル原因及其ノ消滅シタル時期ハ當
狀内ニ於テ之ヲ説明スヘシ
原狀回復ノ申立ハ同時ニ期間内ニ爲スヘキ訴訟行爲ヲ補行スルコト
ヲ要ス

第六十九條 原狀回復ノ申請ハ申請ヲ受ケタル法院又ハ檢察廳ニ於テ
補行シタル訴訟行爲ト併合シテ之ヲ審理ス若シ原審法院又ハ原檢察
廳其ノ申請ヲ許可スヘキモノト認ムルトキハ意見書ヲ附シテ其ノ案
件ヲ送リ上級法院又ハ上級檢察廳ニ於テ併合シ審理ス
申請ヲ受ケタル法院又ハ檢察廳ハ原狀回復ノ申請ニ付キ審理ヲ完結
スル迄原裁判又ハ處分ノ執行ヲ停止スルコトヲ得
第七十條 再議ヲ申立ツル期間ヲ懈怠シタルトキハ前三條ノ規定ヲ準
用シ原檢察廳ニ於テ原狀回復ヲ許可スルコトヲ得

第八章 被告ノ召喚及勾引

第七十一條ノ一 法院又ハ檢察廳ハ急遽ヲ要スル場合ニ於テハ召喚狀ヲ用フルコトナク口頭、電信、電話又ハ其他ノ方法ニ依リ被告ニ告知シテ法院又ハ檢察廳ニ出頭ヲ命スルコトヲ得
前項ノ出頭命令ハ違害、檢察官、書記官、執達員又ハ庭丁之ヲ被告ニ傳達スヘシ被告監獄、看守所又ハ警察署ニ在ルトキハ其ノ長官ニ通知スルヲ以テ足ル被告本條ノ規定ニ依リ出頭シタルトキハ其ノ旨記録ニ記載スヘシ

第八十二條 審判長又ハ檢察官ハ勾引狀ニ記載スヘキ事項ヲ記載シテ被告所在地ノ法院、檢察廳、司法官署又ハ司法警察官ニ轉託シテ被告ヲ勾引スルコトヲ得若シ被告力該地ニ在ラサルトキハ轉託ヲ受ケタルモノハ受託ノ權限アルモノニ轉囑スルコトヲ得

第八十五條 被告ノ捕縛ニハ捕縛狀ヲ用フヘシ

第八十條 被告ハ裁判ニハ辯護人ヲ選任スルハ自由ナリ
 辯護人ハ被告ノ依頼ニ依リテ選任スルベシ
 辯護人ハ被告ノ利益ヲ保護スルニ努メルベシ
 辯護人ハ被告ノ権利ヲ侵害スルコトヲ得ズ
 辯護人ハ被告ノ秘密ヲ漏ルルコトヲ得ズ
 辯護人ハ被告ノ名誉ヲ毀損スルコトヲ得ズ
 辯護人ハ被告ノ生命ヲ危害スルコトヲ得ズ
 辯護人ハ被告ノ自由ヲ侵害スルコトヲ得ズ
 辯護人ハ被告ノ財産ヲ侵害スルコトヲ得ズ
 辯護人ハ被告ノ人格ヲ侵害スルコトヲ得ズ
 辯護人ハ被告ノ尊厳ヲ侵害スルコトヲ得ズ
 辯護人ハ被告ノ名誉ヲ毀損スルコトヲ得ズ
 辯護人ハ被告ノ生命ヲ危害スルコトヲ得ズ
 辯護人ハ被告ノ自由ヲ侵害スルコトヲ得ズ
 辯護人ハ被告ノ財産ヲ侵害スルコトヲ得ズ
 辯護人ハ被告ノ人格ヲ侵害スルコトヲ得ズ
 辯護人ハ被告ノ尊厳ヲ侵害スルコトヲ得ズ

第八章 警察官ノ職務

捕縛狀ニハ左記事項ヲ記載スヘシ
 一 被告ノ姓名、性別及其ノ他辨別ニ資スルニ足ル特徴
 二 事件ノ原因
 三 捕縛ノ理由
 四 犯罪ノ日時、場所、但シ日時場所不明ナルトキハ記載ヲ要セス
 五 送送スヘキ場所
 捕縛狀ニハ偵査中ニ於テハ檢察廳長 審判中ニ於テハ法院院長ニ於テ署名ス
 第八十六條 捕縛ハ捕縛狀ヲ以テ附近又ハ各處ノ檢察廳、司法警察官
 署ニ通知スヘシ必要アルトキハ併セテ新聞紙ニ登載又ハ其ノ他ノ方
 法ヲ以テ之ヲ布告スルコトヲ得
 第八十七條 捕縛力通知又ハ布告サレタル後ハ檢察廳、司法警察官ハ
 被告ヲ勾引シ又ハ直ニ之ヲ逮捕スルコトヲ得

QPCARD 10

第九十一條 勾引又ハ捕縛ニヨリ逮捕シタル被告ハ直ニ指定ノ場所ニ移送スヘシ三日以内ニ指定ノ場所ニ到達スルコト能ハサルトキハ被告ノ申立ニ依リ先ツ該近ノ法院又ハ檢察廳ニ移送シ其ノ人達ノ有無ヲ訊問スヘシ

第九十二條 犯罪偵査ノ權限無キ者カ現行犯ヲ逮捕シタルトキハ直ニ檢察廳、司法警察官又ハ司法警察ニ引渡スヘシ

司法警察官、司法警察カ現行犯ヲ逮捕又ハ接受シタルトキハ直ニ檢察廳ニ引渡スヘシ

第一項ノ現行犯ヲ逮捕シタル者ニ對シテハ其ノ姓名、住居所及逮捕ノ事由ヲ質スヘシ

第九十三條 被告カ勾引又ハ逮捕セラレ出頭シタルトキハ即時ニ訊問シ遅クトモ四十八時間ヲ逾ユルコトヲ得ス勾留スヘキ事情アリト認ムル場合ノ外ハ訊問後直ニ釋放スヘシ

第四百八條 被告ノ訊問（本章法條中改正部分ナシ）
第十章 被告ノ勾留
第四百一十條 被告ノ訊問ヲ爲シタル後第七十六條所定ノ事情アリト認めル
トキハ必要ニ應ジ之ヲ勾留スルコトヲ得但シ被告逃亡シタルトキハ訊
問ヲ爲サスシテ勾留スルコトヲ得
第四百五條 勾留シタル被告ノ拘束ハ勾留ノ目的及勾留場所ノ秩序ヲ維
持スルニ必要ナル程度ニ限ル
被告ハ自ラ飲食及日用必需品ヲ備ヘ又ハ外部ノ人ト接見シ警備及其ノ
他ノ物件ヲ通信受授スルコトヲ得但シ勾留所ハ之ヲ監視又ハ檢閲スル
コトヲ得若シ逃走又ハ證據ノ湮滅、偽造、變造又ハ共犯若ハ證人ト結
託スルノ虞アルトキハ併セテ之レヲ禁止又ハ押收スルコトヲ得
被告カ暴行又ハ逃亡自殺ノ虞アルニ非サレハ其ノ身体ヲ束縛スルコト
ヲ得ス身体ヲ束縛スル處分ハ勾留所ノ長官之ヲ命令シ且ツ直ニ所轄法
院又ハ檢察廳ニ届出テ許可ヲ受クヘシ

第九章 被告ノ訊問（本章法條中改正部分ナシ）
第十章 被告ノ勾留

第四百一十條 被告ノ訊問ヲ爲シタル後第七十六條所定ノ事情アリト認めル
トキハ必要ニ應ジ之ヲ勾留スルコトヲ得但シ被告逃亡シタルトキハ訊

問ヲ爲サスシテ勾留スルコトヲ得

第四百五條 勾留シタル被告ノ拘束ハ勾留ノ目的及勾留場所ノ秩序ヲ維
持スルニ必要ナル程度ニ限ル

被告ハ自ラ飲食及日用必需品ヲ備ヘ又ハ外部ノ人ト接見シ警備及其ノ
他ノ物件ヲ通信受授スルコトヲ得但シ勾留所ハ之ヲ監視又ハ檢閲スル
コトヲ得若シ逃走又ハ證據ノ湮滅、偽造、變造又ハ共犯若ハ證人ト結
託スルノ虞アルトキハ併セテ之レヲ禁止又ハ押收スルコトヲ得
被告カ暴行又ハ逃亡自殺ノ虞アルニ非サレハ其ノ身体ヲ束縛スルコト
ヲ得ス身体ヲ束縛スル處分ハ勾留所ノ長官之ヲ命令シ且ツ直ニ所轄法
院又ハ檢察廳ニ届出テ許可ヲ受クヘシ

第四百八條 被告ノ勾留ハ偵査中ハ二月ヲ逾ユルコトヲ得ス審判中ハ三月

ヲ適ユルコトヲ得ス但シ法院及檢察廳ハ勾留ヲ繼續スル必要アルトキハ期間満了前法院ノ決定又ハ檢察廳ノ命令ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得

勾留期間滞了シ未タ起訴又ハ裁判セサルトキハ勾留ヲ取消シタルモノト看做ス

第百九條 事件カ上訴セラレタルトキ既に被告ノ勾留期間カ原審判決ノ
刑期ヲ遡エタル場合ハ檢察廳カ被告ノ不利益ノ爲ニ上訴シタル場合
ノ外直ニ勾留ヲ取消シ被告ヲ釋放スヘシ

第一百十條ノ一。勾留停止ノ申請却下セラレタルトキハ二十日ヲ經過スルニ非サレハ同一原由ヲ以テ更ニ申請ヲ反覆スルコトヲ得ス

第百十九條 勾留ヲ取消シ又ハ勾留ヲ再執行シ若ハ裁判ニ因リテ勾留ノ效力ヲ消滅シタルトキハ保證ノ責任ヲ免除ス

保證書ヲ作成シ又ハ保證金ヲ納入シタル第三者ハ被告ガ逃亡ヲ豫備スル事實ヲ防止シ得ル時期ニ法廷、檢察廳又ハ司法警察官ニ報告シテ保

第百三十一條 公署公務員又ハ會テ公務員タリシ者ノ所有所持若ハ保管スル文書及其ノ他ノ物件カ其ノ職務上秘密ヲ守ルヘキモノナル場合ハ該管監督公署又ハ公務員ノ許可ヲ經ルニ非サレハ押收スルコトヲ得ス

前項ノ許可ハ政府ノ利益ニ妨害アル場合ノ外拒絕スルコトヲ得ス

第百四十二條 押收物ニシテ留置ノ必要無キモノハ事件ノ終結ヲ待テ法院ノ裁定取ハ檢察廳ノ命令ヲ以テ之ヲ還付スヘシ其ノ贓物ニシテ第三者ヨリ權利ノ主張ナキモノハ被害者ニ還付スヘシ

押收物ハ所有者所持者又ハ保管者ノ請求ニ因リ其ノ保管ノ責ヲ負ハシメテ假ニ還付スルコトヲ得

法院前二項ノ還付又ハ假還付ヲ爲ストキハ檢察廳ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第十一章 搜索及押收

第百四十六條 人ノ住居又ハ看守スル住宅又ハ其ノ他ノ場所ハ夜間ニ



アリテハ内ニ入り搜索或ハ押收スルコトヲ得ス但シ住居ノ外
 ハ其ノ代表タル可キ者カ承諾シ又ハ急迫ノ事情アルトキ又ハ内亂外
 患ノ罪其ノ他政權ノ存立ヲ危殆ナラシムル罪ニ歸スル場合ハ此ノ限
 ニ在ラス
 夜間ニ於ケル搜索又ハ押收ハ調査ニ其ノ事由ヲ明記スヘシ
 日中既ニ搜索又ハ押收ヲ開始シタルトキハ繼續シテ夜間ニ至ルコト
 ヲ得
 夜間ト稱スルハ日出前、日没後ヲ謂フ
 第五百十二條 搜索又ハ押收ヲ實施スル際別事件ノ押收スヘキモノヲ
 發見シタルトキ亦之ヲ押收シ分離シテ管轄法院又ハ檢察廳ニ送付ス
 ルコトヲ得
 第五百十三條 搜索又ハ押收ハ審判長又ハ檢察廳ヨリ搜索押收ヲ行フ
 ヘキ地ノ推事又ハ檢察廳ニ囑託シテ之ヲ行フコトヲ得若シ他地ニ於
 テ搜索押收ヲ行フヘキトキハ該推事又ハ檢察廳ハ該地ノ推事又ハ檢
 察廳ニ轉囑託スルコトヲ得

第十二章 檢 證

第一百五十四條 法院又ハ檢察廳ハ證據及犯罪狀況ヲ調査スルタメ檢證ヲ實施スルコトヲ得

第一百六十條 病死ニ非サル者又ハ病死ニ非スト疑フヘキ者アリタル場合該管轄檢察廳ハ速ニ檢視スヘシ若シ犯罪ノ嫌疑アルコトヲ發見シタルトキハ繼續シテ必要ナル檢證ヲ爲スヘシ

第十三章 證 人

第一百六十四條 證人出頭スルコト能ハス又ハ其ノ他ノ必要ナル事情アルトキハ其ノ所在ニ付又ハ其ノ所在地法院又ハ檢察廳ニ於テ之ヲ訊スルコトヲ得

第一百六十五條 證人カ合法ナル召喚ヲ受ケ正當ノ理由ナクシテ出頭セサルトキハ五十圓以下ノ過料ヲ科シ且ツ勾引スルコトヲ得再度召喚シテ出頭セサルトキ亦同シ

前項ノ過料ヲ科スル處分ハ法院ノ發定又ハ檢察廳ノ命令ヲ以テ之ヲ

爲ス

前項ノ裁定又ハ命令ニ對シテハ不服申立ヲ爲スコトヲ得

第百六十六條 公務員又ハ管テ公務員タリシ者ヲ證人トシテ其ノ職務上秘密ヲ守ルヘキ事項ニ付訊問スルトキハ所轄監督公署又ハ公務員ノ許可ヲ得ヘシ

前項ノ許可ハ政府ノ利益ニ妨害アル場合ノ外拒絕スルコトヲ得ス

第百七十條 證人證言ヲ拒絕スルトキハ拒絕ノ原因ヲ説明スヘシ但シ

第百六十八條ノ場合ニ於テハ宣誓ヲ命シテ説明ニ代フルコトヲ得

證言拒絕ノ許可又ハ却下ハ偵査中ハ檢察廳之ヲ命令シ審判中ハ審判長又ハ受命推事之ヲ裁定ス

第百七十七條ノ一 證人ニハ供述ノ内容ト關係アル文書、帳簿、其ノ

他ノ書類ヲ閱覽シツツ供述スルコトヲ許スコトヲ得

第百七十七條ノ二 證人ニハ文書、帳簿、書類、圖畫、又ハ物件ヲ攜帶シ若ハ必要ナル準備又ハ措置ヲ講シテ出頭スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得

第百八十一條 證人ハ法定ノ日當及旅費ヲ請求スルコトヲ得但シ勾留
セラレ又ハ正當ノ理由ナクシテ宣誓又ハ證言ヲ拒絕シタルトキハ此
ノ限ニ在ラス
前項ノ請求ハ訊問終了後十日以内ニ法院或ハ檢察廳ニ向ヒテ爲スヘ
シ但シ旅費ハ豫メ前拂ヲ請求スルコトヲ得
第百七十七條ノ二ノ準備又ハ措置ヲ講スル爲特ニ要シタル費用ニ付
キ亦同シ
第百八十二條 審判長又ハ檢察廳ハ證人所在地ノ推事又ハ檢察廳ニ囑
託シテ證人ヲ訊問スルコトヲ得若シ證人カ該地ニ在ラサルトキハ該
推事、檢察廳ハ其ノ所在地ノ推事、檢察廳ニ再囑託スルコトヲ得
受託推事又ハ檢察廳カ證人ヲ訊問スルトキハ本件繫屬ノ法院審判長
又ハ檢察廳ト同一ノ權限ヲ有ス
第百八十五條 鑑定人ニハ審判長、受命推事又ハ檢察廳ニ於テ左記ノ
者ヨリ一人又ハ數人ヲ選任シテ之ニ充ツ

QPCARD 10



第百八十一條 一人又は数人を被害者とする暴行又は脅迫の罪は、被害者一人又は数人を被害者とする暴行又は脅迫の罪に準じて處罰する。
第百八十二條 前條の罪を犯し、被害者一人又は数人を被害者とする暴行又は脅迫の罪に準じて處罰する。
第百八十三條 前條の罪を犯し、被害者一人又は数人を被害者とする暴行又は脅迫の罪に準じて處罰する。
第百八十四條 前條の罪を犯し、被害者一人又は数人を被害者とする暴行又は脅迫の罪に準じて處罰する。
第百八十五條 前條の罪を犯し、被害者一人又は数人を被害者とする暴行又は脅迫の罪に準じて處罰する。
第百八十六條 前條の罪を犯し、被害者一人又は数人を被害者とする暴行又は脅迫の罪に準じて處罰する。
第百八十七條 前條の罪を犯し、被害者一人又は数人を被害者とする暴行又は脅迫の罪に準じて處罰する。
第百八十八條 前條の罪を犯し、被害者一人又は数人を被害者とする暴行又は脅迫の罪に準じて處罰する。
第百八十九條 前條の罪を犯し、被害者一人又は数人を被害者とする暴行又は脅迫の罪に準じて處罰する。
第百九十條 前條の罪を犯し、被害者一人又は数人を被害者とする暴行又は脅迫の罪に準じて處罰する。

一 鑑定事項ニ付特別ナル知識経験アル者
二 公署ノ委任ヲ受ケ鑑定ノ職務ニアル者

第十四章 鑑定及通譯

第百八十八條 鑑定人ヲ忌避スル場合ハ忌避ノ原因及前條第二項但書ノ事實ヲ説明スヘシ

鑑定人忌避ノ許可又ハ却下ハ偵査中ハ檢察廳之ヲ命令シ裁判中ハ裁判長又ハ受命推察之ヲ決定ス

第百九十條 裁判長、受命推察又ハ檢察廳必要アルトキハ鑑定人ヲシテ法院外ハ檢察廳外ニ於テ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合鑑定ニ關スル物ヲ鑑定人ニ交付スルコトヲ得

被告ノ心神又ハ身體ヲ鑑定スルノ必要アルトキハ期間ヲ豫定シテ被

告ヲ起訴又ハ其ノ他適當ナル場所ニ送致スルコトヲ得

第百九十一條 鑑定人ハ鑑定ノ必要上裁判長、受命推察又ハ檢察廳ノ許可ヲ經テ身體ヲ検査シ屍體ヲ解剖シ又ハ物證ヲ毀壞スルコトヲ得



第五百五十八條第一項及第五百五十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第百九十二條 鑑定人ハ鑑定ノ必要上裁判長、受命推事又ハ檢察廳ノ
許可ヲ得テ記錄及證據物ヲ檢閲スルコトヲ得且ツ之カ蒐集又ハ取寄
ヲ請求スルコトヲ得

鑑定人ハ被告、自訴人又ハ證人ノ訊問ヲ求メ且ツ其ノ場ニ立會フコ
ト及直接發問ノ許可ヲ請求スルコトヲ得

第百九十五條 法院又ハ檢察廳ハ醫院、學校又ハ其ノ他相當ノ機關ニ
囑託シテ鑑定セシメ又ハ他ノ者ノ鑑定ヲ委任セシムルコトヲ得

第百九十條乃至第百九十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス其ノ
口頭ヲ以テ報告又ハ説明スル場合ハ囑託ヲ受ケタル機關ノ鑑定又ハ
審查ヲ實施シタル者ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第百九十六條 鑑定人ハ法定ノ口當旅費ノ外法院又ハ檢察廳ニ向ヒテ
相當ノ報酬及鑑定ニ因リテ支出シタル費用ヲ請求スルコトヲ得

第五章 裁判（本章法條中改正部分ナシ）

第二百七條 檢察官ハ告訴、告發、自首又ハ其ノ他ノ事情ニ因リ犯罪
ノ嫌疑有ルコトヲ知リタルトキハ直ニ犯人及證據ヲ偵査スヘシ
第二百十五條 告訴ヲ待テ論スル罪ニ付告訴ヲ爲シ得ル者ナキトキハ
管轄檢察廳ハ利害關係人ノ申立ニ依リ告訴代行人ヲ指定スルコトヲ
得
第二百二十一條 告訴、告發ハ書狀又ハ口頭ヲ以テ檢察廳又ハ司法警察
官ニ之ヲ爲スヘシ其ノ口頭ヲ以テ爲サレタル場合ハ調査ヲ作成ス
ヘシ第四十一條第二項乃至第四項及第四十三條ノ規定ハ前項ノ調査
ニ之ヲ準用ス
第二百二十二條 刑法第百十六條及第百十八條ノ請求ヲ待テ論スル罪

第二編 第一章 公訴

第一節 偵査

第二百七條 檢察官ハ告訴、告發、自首又ハ其ノ他ノ事情ニ因リ犯罪
ノ嫌疑有ルコトヲ知リタルトキハ直ニ犯人及證據ヲ偵査スヘシ
第二百十五條 告訴ヲ待テ論スル罪ニ付告訴ヲ爲シ得ル者ナキトキハ
管轄檢察廳ハ利害關係人ノ申立ニ依リ告訴代行人ヲ指定スルコトヲ
得
第二百二十一條 告訴、告發ハ書狀又ハ口頭ヲ以テ檢察廳又ハ司法警察
官ニ之ヲ爲スヘシ其ノ口頭ヲ以テ爲サレタル場合ハ調査ヲ作成ス
ヘシ第四十一條第二項乃至第四項及第四十三條ノ規定ハ前項ノ調査
ニ之ヲ準用ス
第二百二十二條 刑法第百十六條及第百十八條ノ請求ヲ待テ論スル罪



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

第二百二十二條 警察官百十六條及百十八條ノ規定ニ依リ警察官ノ職務ニ關シ
ハハ警察官十一條ノ規定ニ依リ警察官ノ職務ニ關シ
第二百二十一條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百二十條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百十九條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百十八條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百十七條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百十六條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百十五條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百十四條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百十三條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百十二條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百十一條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百十條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百九條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百八條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百七條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百六條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百五條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百四條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百三條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百二條 警察官ノ職務ニ關シ
第二百一條 警察官ノ職務ニ關シ

ニ付テハ外國政府ノ請求ハ總務部長ヨリ司法部長ニ咨請シ該管檢察廳
ニ通知スルコトヲ得

第二百十七條及第二百十八條ノ規定ハ外國政府ノ請求ニ之ヲ準用ス

第二百二十三條 檢察廳又ハ司法警察官ニ對シテ爲ス自首ニハ第二百二
十一條ノ規定ヲ準用ス

第二百二十六條 偵査事項ニ關シ檢察廳ハ管轄公署ニ必要ナル報告ヲ請
フコトヲ得

第二百二十八條 偵査實施ニ際シ急迫ノ事情アルトキハ其ノ場ニ在ル者
又ハ附近ノ者ニ命シテ相當ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得檢察廳ハ必要
アルトキ亦附近ノ軍事情長ニ軍隊ヲ派遣シテ補助アランコトヲ請フコ
トヲ得

第二百二十九條 檢察廳犯罪ノ嫌疑アルコトヲ知ルモ其ノ管轄ニ屬セス
又ハ偵査ヲ開始シタル後ニ事件方其ノ管轄ニ屬セスト認めタルトキハ
直ニ夫々管轄檢察廳ニ通知又ハ移送スヘシ但シ急迫ノ事情アルトキハ
必要ナル處分ヲ爲スヘシ



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

第二百三十條 檢察廳ハ偵査シテ得タル證據ニ依リ被告ニ犯罪ノ嫌疑アリト認メタルトキハ公訴ヲ提起スヘシ
第二百三十二條 檢察廳ハ犯罪ノ嫌疑アルトキト雖モ刑法第五十七條ノ列記事項其ノ他諸般ノ事情ヲ斟酌シ不起訴ヲ以テ適當ト認メタルトキハ不起訴ノ處分ヲ爲スコトヲ得
第二百三十三條 被告數罪ヲ犯シ其ノ一罪カ既ニ重刑ノ判決ヲ受ケ又ハ受クヘキモノナルトキ檢察廳ハ他ノ罪カ起訴サルルモ執行スヘキ刑ニ重大ナル關係ナシト認メタルトキハ不起訴處分ヲ爲スコトヲ得
第二百三十四條 檢察廳前三條ノ規定ニ依リ又ハ其ノ他ノ理由ニ因リ不起訴處分ヲ爲シタルトキハ處分書ヲ作成シ不起訴ノ理由ヲ敘述スヘシ
不起訴處分書ハ正本ヲ告訴人及被告ニ送達スヘシ
前項ノ送達ハ書記官カ處分書原本ヲ接受シタル日ヨリ五ノ日ヲ逾ユルコトヲ得ス

第二百三十條 檢察廳ハ偵査シテ得タル證據ニ依リ被告ニ犯罪ノ嫌疑

アリト認メタルトキハ公訴ヲ提起スヘシ

被告ノ所在不明ナルトキ亦公訴ヲ提起スヘシ

第二百三十二條 檢察廳ハ犯罪ノ嫌疑アルトキト雖モ刑法第五十七條

ノ列記事項其ノ他諸般ノ事情ヲ斟酌シ不起訴ヲ以テ適當ト認メタル
トキハ不起訴ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第二百三十三條 被告數罪ヲ犯シ其ノ一罪カ既ニ重刑ノ判決ヲ受ケ又

ハ受クヘキモノナルトキ檢察廳ハ他ノ罪カ起訴サルルモ執行スヘキ

刑ニ重大ナル關係ナシト認メタルトキハ不起訴處分ヲ爲スコトヲ得

第二百三十四條 檢察廳前三條ノ規定ニ依リ又ハ其ノ他ノ理由ニ因リ
不起訴處分ヲ爲シタルトキハ處分書ヲ作成シ不起訴ノ理由ヲ敘述ス
ヘシ

不起訴處分書ハ正本ヲ告訴人及被告ニ送達スヘシ

前項ノ送達ハ書記官カ處分書原本ヲ接受シタル日ヨリ五日ヲ逾ユル
コトヲ得ス

第二百三十五條 告訴人不起訴處分をラ受領シタルトキハ七日以内ニ
卷狀ヲ以テ不服ノ理由ヲ敘述シ原檢察廳ヲ經由シテ直接上級檢察廳
ニ再議ヲ申立ツルコトヲ得

第二百三十六條 再議ノ申立アリタルトキ原檢察廳理由アリト認ムル
トキハ其ノ處分ヲ取消シ繼續偵査シ又ハ起訴スヘシ

原檢察廳申立ヲ理由ナシト認ムルトキハ該事件ノ記録及證據物ヲ直
接上級檢察廳ニ送付スヘシ

申立カ既ニ前條ノ期間ヲ過エタルトキハ之ヲ却下スヘシ

原檢察廳長カ必要ナリト認ムルトキハ第二項ノ規定ニ依リ送付スル
ニ先チ自ラ又ハ他ノ檢察官ニ命シテ偵査ヲ再行セシメ夫々原處分ヲ
取消シ又ハ維持スルコトヲ得其ノ原處分ヲ維持スル場合ハ直ニ送付
スルコトヲ要ス

第二百三十七條 上級檢察廳カ再議ノ申立ヲ理由無シト認ムルトキハ
之ヲ却下スヘシ 理由アリト認ムルトキハ夫々左記ノ處分ヲ爲スヘ
シ

第二百四十四條 第一審辯論終結前被告ニ他ノ犯罪アルコトヲ發見シ追
加シテ起訴スヘキ場合ニ於テハ審判期日ニ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
第二百四十四條ノ一 法院ハ第一審辯論終結前被告ニ他ノ犯罪アルコト
ヲ發見シ現ニ察屬中ノ案件ト共ニ審判スルヲ相當ト認ムルトキハ追加
シテ起訴スヘキコトヲ檢察廳ニ請求スルコトヲ得
前項ノ請求ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ審判期日ニ於テハ口頭ヲ以
テ之ヲ爲スコトヲ得
口頭ニ依ル請求ヲ爲シタルトキハ其ノ旨調査ニ記載スヘシ
檢察廳第一項ノ請求理由ナシト認ムルトキハ不起訴處分ヲ爲スヘシ此
ノ處分ニ對シテハ不服申立ヲ許サス
第二百四十五條 起訴ノ效力ハ檢察廳カ指示シタル被告以外ノ者ニ及ハ
ス
第二百四十六條 檢察廳カ犯罪事實ノ一部ニ付起訴シタルトキハ其ノ效
力ハ全部ニ及フ

第二百四十四條 第一審辯論終結前被告ニ他ノ犯罪アルコトヲ發見シ追
加シテ起訴スヘキ場合ニ於テハ審判期日ニ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
第二百四十四條ノ一 法院ハ第一審辯論終結前被告ニ他ノ犯罪アルコト
ヲ發見シ現ニ察屬中ノ案件ト共ニ審判スルヲ相當ト認ムルトキハ追加
シテ起訴スヘキコトヲ檢察廳ニ請求スルコトヲ得
前項ノ請求ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ審判期日ニ於テハ口頭ヲ以
テ之ヲ爲スコトヲ得
口頭ニ依ル請求ヲ爲シタルトキハ其ノ旨調査ニ記載スヘシ
檢察廳第一項ノ請求理由ナシト認ムルトキハ不起訴處分ヲ爲スヘシ此
ノ處分ニ對シテハ不服申立ヲ許サス
第二百四十五條 起訴ノ效力ハ檢察廳カ指示シタル被告以外ノ者ニ及ハ
ス
第二百四十六條 檢察廳カ犯罪事實ノ一部ニ付起訴シタルトキハ其ノ效
力ハ全部ニ及フ

QPCARD 10

第二百四十六條 訴訟の進行に當り、一審の審理が、二審の審理に及ばざる限り、二審の審理は、一審の審理を以てするものとする。
第二百四十七條 訴訟の進行に當り、一審の審理が、二審の審理に及ばざる限り、二審の審理は、一審の審理を以てするものとする。
第二百四十八條 訴訟の進行に當り、一審の審理が、二審の審理に及ばざる限り、二審の審理は、一審の審理を以てするものとする。
第二百四十九條 訴訟の進行に當り、一審の審理が、二審の審理に及ばざる限り、二審の審理は、一審の審理を以てするものとする。
第二百五十條 訴訟の進行に當り、一審の審理が、二審の審理に及ばざる限り、二審の審理は、一審の審理を以てするものとする。
第二百五十一條 訴訟の進行に當り、一審の審理が、二審の審理に及ばざる限り、二審の審理は、一審の審理を以てするものとする。
第二百五十二條 訴訟の進行に當り、一審の審理が、二審の審理に及ばざる限り、二審の審理は、一審の審理を以てするものとする。
第二百五十三條 訴訟の進行に當り、一審の審理が、二審の審理に及ばざる限り、二審の審理は、一審の審理を以てするものとする。
第二百五十四條 訴訟の進行に當り、一審の審理が、二審の審理に及ばざる限り、二審の審理は、一審の審理を以てするものとする。
第二百五十五條 訴訟の進行に當り、一審の審理が、二審の審理に及ばざる限り、二審の審理は、一審の審理を以てするものとする。

第二百四十八條 檢察廳ハ第一審辯論終結前ニ不起訴トスヘク又ハ不起訴ヲ以テ適當ナリトスル事情アルコトヲ發見シタルトキハ起訴ヲ取消スコトヲ得

起訴ノ取消ハ取消審ヲ提出シ理由ヲ敘述スヘシ

第三節 審判（公判）

第二百五十條 審判期日ニハ被告又ハ其ノ代理人ヲ召喚シ且檢察廳、辯護人、輔佐人ニ通知スヘシ

第二百五十一條 第一回審判期日ノ召喚狀ハ遅クとも三日前ニ送達スヘシ但シ被告異議ナキトキハ前項ノ期間ヲ存セサルコトヲ得

第二百五十九條 審判期日ニハ當事、檢察官及書記官ハ出席スヘシ公判庭ニハ翻譯官ヲ列席セシムルコトヲ得

第二百六十七條ノ一 陪席推事及檢察官ハ審判長ニ告ケ被告、證人、鑑定人又ハ通譯ヲ訊問スルコトヲ得
辯護人ハ審判長ノ許可ヲ受ケ被告、證人、鑑定人又ハ通譯ヲ訊問スル

QPCARD 10

コトヲ得

被告及自訴人ハ必要トスル事項ニ付キ共同被告、證人、鑑定人又ハ通譯ヲ訊問スヘキコトヲ裁判長ニ請求スルコトヲ得

第二百六十七條ノ二 裁判長ハ陪席推察ヲシテ被告訊問及證據調ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百七十條ノ一 推察、陪察官又ハ書記官ハ其ノ職務上公判庭外ニ於テ知照シタル事項ニ付證人タルコトナクシテ裁判長ノ諮問ニ應シ公判庭ニ於テ陳述ヲ爲スコトヲ得

前項ノ陳述ハ證據ト爲ル
第二百七十一條ノ一 被告、其ノ他ノ者ノ供述ヲ錄取シタル書類ニシテ軍法官署又ハ政府ノ領域内ニアル外國ノ捜査又ハ裁判機關ノ職務上作製シタルモノハ證據ト爲スコトヲ得

第二百七十三條 削除

第二百七十七條 削除

第二百七十八條 法院又ハ受命推事カ審判期日前ニ被告又ハ證人、鑑定
人ヲ訊問スルトキハ第二百六十七條ノ一、第二百七十四條乃至第二百
七十六條ノ規定ヲ準用ス
第二百八十六條 審判カ一回期日ニ終結スルコト能ハサルトキハ特別事
情アル場合ノ外翌日連續シテ開庭スヘシ次回ノ開庭カ事故ニ因リテ三
十日以上ノ間隔ヲ有スルトキハ審判手續ヲ更新スヘシ
第二百九十七條 被告カ陳述ヲ拒絕シタルトキハ其ノ陳述ヲ待タスシテ
直ニ判決スルコトヲ得其ノ許可ヲ受ケスシテ退庭シ又ハ公判庭ノ秩序
維持ノ爲審判長ヨリ退庭ヲ命セラレタルトキ亦同シ
第二百九十八條 法院カ拘留罰金ヲ科シ又ハ免刑若ハ無罪ヲ言渡スヘシ
ト認ムル事件ニ付被告カ適法ナル召喚ヲ受ケ正當ナル理由無クシテ出
頭セサルトキハ其ノ陳述ヲ待タスシテ直ニ判決ヲ爲スコトヲ得
其ノ他ノ場合ニ於テ被告正當ノ理由ナク審判期日ニ出頭セサルコト違
續二回ニ及ビタルトキ亦同シ

第二百七十八條 法院又ハ受命推事カ審判期日前ニ被告又ハ證人、鑑定
人ヲ訊問スルトキハ第二百六十七條ノ一、第二百七十四條乃至第二百
七十六條ノ規定ヲ準用ス
第二百八十六條 審判カ一回期日ニ終結スルコト能ハサルトキハ特別事
情アル場合ノ外翌日連續シテ開庭スヘシ次回ノ開庭カ事故ニ因リテ三
十日以上ノ間隔ヲ有スルトキハ審判手續ヲ更新スヘシ
第二百九十七條 被告カ陳述ヲ拒絕シタルトキハ其ノ陳述ヲ待タスシテ
直ニ判決スルコトヲ得其ノ許可ヲ受ケスシテ退庭シ又ハ公判庭ノ秩序
維持ノ爲審判長ヨリ退庭ヲ命セラレタルトキ亦同シ
第二百九十八條 法院カ拘留罰金ヲ科シ又ハ免刑若ハ無罪ヲ言渡スヘシ
ト認ムル事件ニ付被告カ適法ナル召喚ヲ受ケ正當ナル理由無クシテ出
頭セサルトキハ其ノ陳述ヲ待タスシテ直ニ判決ヲ爲スコトヲ得
其ノ他ノ場合ニ於テ被告正當ノ理由ナク審判期日ニ出頭セサルコト違
續二回ニ及ビタルトキ亦同シ

QPCARD 10

自訴人カ辯論終結前ニ死亡シ又ハ行爲能力ヲ喪失シ

ルトキ法院ハ事情ヲ區別シテ直ニ判決ヲ爲シ又ハ檢察廳ニ通知
シテ訴訟ヲ擔當セシム

第三百二十八條 自訴事件ノ判決書ハ管轄檢察廳ニモ送達スヘシ
檢察廳不受理又ハ管轄違ノ判決書ヲ受理シタルトキ公訴ヲ提起ス
ヘキモノト認ムルトキハ直ニ偵査ヲ開始又ハ續行スヘシ

第三編 上訴

第一章 通則

第三百三十六條 當事者カ下級法院ノ判決ニ對シ不服アルトキハ上
級法院ニ上訴スルコトヲ得

檢察廳ハ被告ノ利益ノ爲ニ亦上訴スルコトヲ得

第三百三十九條 檢察廳ハ自訴事件ノ判決ニ對シ獨立シテ上訴スル
コトヲ得

第三百四十八條 自訴人カ上訴シタルモノハ檢察廳ノ同意ヲ得ルニ
非サレハ取下クルコトヲ得ス

第二章 第二審

第三百六十二條 削除

第三章 第三審

第三百七十五條

對手方當事者ハ上訴理由ヲ記載シタル上訴書狀又ハ補充提出シタル理由書ノ送達ヲ受ケタルトキハ七日内ニ原法院ヘ答辯書ヲ提出スルコトヲ得

檢察廳カ對手方當事者タルトキハ上訴ノ理由ニ付答辯書ヲ提出スヘシ

答辯書ハ謄本ヲ提出シ原審法院書記官ヨリ上訴人ニ送達スヘシ

第三百七十七條

前條ノ事情アル場合ヲ除キ原審法院ハ答辯書受理又ハ答辯書提出ノ期間滿了後速ニ該事件ノ記録及證據物件ヲ最高檢察廳ニ送付スヘシ

35

最高檢察廳ハ記録及證據物件ヲ受理シタルトキハ七日内ニ意見書ヲ作成シ第三審法院ニ送付スヘシ但シ原檢察廳ニ於テ提出シタル

QPCARD 10

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

上訴書又ハ答辯書ノ外ニ他ノ意見ナキトキハ意見書ヲ添付スルヲ要セス

檢察廳ニ非サル當事者ノ上訴事件ナル場合ハ原審法院ハ記錄及證據物件ヲ直ニ第三審法院ニ送付スヘシ

第四編 抗 告

第四百八條 審判長、受命推事、受託推事カ爲シタル左記ノ處分ニ對シ不服アルトキハ其ノ所屬法院ニ之カ取消又ハ變更ヲ申立ツルコトヲ得

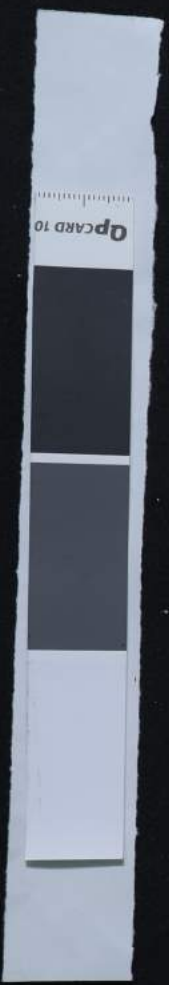
- 一 勾留、保證、責付、押收又ハ押收物ノ返付及鑑定ノ爲被告ヲ醫院又ハ其ノ他ノ場所ニ送付スルコトニ關スル處分
 - 二 證人、鑑定人又ハ通譯ニ對シ過料ヲ科シタル處分
- 前項ノ申立期間ハ五日トシ處分ヲ爲シタル日ヨリ起算ス 其ノ送達シタルモノハ送達後ヨリ起算ス

第四百十一條ノ一 檢察廳ノ爲シタル勾留、保證、交付、押收又ハ押
收物ノ還付及鑑定ノ爲メ告ヲ醫院又ハ其ノ他ノ場所ニ送入スル處分
證人、鑑定人又ハ通譯ニ對シ過料ヲ科スル處分ニ對シ不服アルトキ
ハ直接上級檢察廳ニ其ノ取消又ハ變更ヲ申請スルコトヲ得
第四百八條第二項、第四百九條、第四百十條第一項、第四百十一條
ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五編 再 審

第四百二十條 判決ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ左記
各人ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

- 一 管轄法院對置ノ檢察廳
- 二 判決ヲ受ケタル者
- 三 判決ヲ受ケタル者ノ法定代理人又ハ配遇者
- 四 判決ヲ受ケタル者既ニ死亡シタルトキハ其ノ配遇者、直系血族
、三親等内ノ旁系血族、二親等内ノ姻族又ハ家長、家長



第四百二十一條 判決ヲ受ケタル者ノ不利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ管

轄法院對置ノ檢察廳及自訴人ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得但シ自訴人再審

ヲ請求スル場合ハ第四百十五條第一號ニ定ムル事情アルトキニ限ル

第四百二十三條 再審ノ請求ハ刑罰ノ執行ヲ停止スル效力ナシ但シ管轄

法院對置ノ檢察廳ハ再審ニ關スルニ定アル迄停止スルコトヲ得

第四百三十條 判決ヲ受ケタル者既ニ死亡シタルトキ其ノ利益ノ爲ニ再

審ヲ請求シタル事件ハ口頭辯論ヲ行ハスシテ檢察廳又ハ自訴人ニ於テ

書狀ヲ以テ意見ヲ陳述シタル後直ニ判決スヘシ但シ自訴人既ニ死亡シ

タルトキハ法院ハ直ニ判決ヲ爲シ又ハ檢察廳ニ通知シテ意見ヲ陳述セ

シムルコトヲ得

判決ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ再審ヲ請求シタル事件ニシテ判決ヲ受

ケタル者カ再審判決前ニ死亡シタルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ爲シタル判決ハ上訴スルコトヲ得ス

第四百三十二條 削除

38

第六編 非常上訴（非常上告）

第四百三十四條 判決確定後該事件ノ審判方法令ニ違背セルコトヲ發見シタルトキハ最高檢察廳ハ最高級法院ニ對シ非常上訴ヲ提起スルコトヲ得

第四百三十五條 檢察廳前條ノ事情アルコトヲ發見シタルトキハ意見書ヲ作成シ該事件記録及證據物件ヲ最高檢察廳ニ送付シ非常上訴ノ提起ヲ申請スヘシ

第七編 特別手續

第一章 略式手續

第四百四十二條 刑法第六十一條ニ列記スル各罪ノ事件ニシテ第一審法院カ偵査中ノ被告ノ自白又ハ其ノ他ノ現存スル證據ニ依リ經ニ其ノ犯罪ヲ認定スルニ足ルトキハ檢察廳ノ請求ニ因リ通常ノ審判手續ヲ經スシテ直ニ命令ヲ以テ處刑スルコトヲ得但シ必要アルトキハ處刑前被告ヲ訊問スヘシ

前項ノ命令ニ依リ得ル刑ハ六月以下ノ有期懲役拘留又ハ罰金ニ限ル
 第四百四十四條 檢察廳カ刑法第六十一條ニ列挙スル各罪ノ事件ヲ偵査
 スル際情狀ヲ察斷シ命令ヲ以テ處刑スルヲ便宜ナリト認ムルトキハ直
 ニ管狀ヲ以テ請求スヘシ
 第二百四十三條ノ規定ハ前項ノ請求ニ之ヲ準用ス
 第一項ノ請求ト起訴トハ同一ノ效力ヲ有ス
 第四百四十五條 檢察廳カ命令ヲ以テ處刑スルコトヲ請求シタル事件ヲ
 法院カ命令ヲ以テ處刑スルコトヲ得ヌ又ハ便宜ナラスト認ムルトキハ
 通常手續ヲ適用シテ之ヲ審判スヘシ
 第四百四十九條 第一審法院カ刑法第六十一條ニ列挙セル各罪ノ事件ニ
 付六月以下ノ有期懲役、拘留又ハ罰金ヲ宣告ス場合其ノ判決書ハ簡略
 方式ヲ以テ單ニ被告ノ姓名、判決本文、犯罪事實及適用シタル法條ヲ
 記載シ推察署名シ宣告ノ際法廳ニテ正本ヲ被告ニ交付スルコトヲ得檢
 察廳又ハ自訴人ノ請求アリタル場合ハ共ニ之ヲ交付スヘシ

判決宣告ノ際被告在庭セサルトキハ前項ノ規定ヲ適用セス
第一項ノ場合上訴期間ハ正本ヲ被告ニ交付シタル日ヨリ起算ス第一項
ノ正本ヲ交付シタル後當事者カ上訴ヲ提起シタルトキハ正式判決書ヲ
補充作成シテ送達スヘシ當事者カ判決宣告後五日內ニ正式判決書ノ送
達ヲ請求シタルトキ亦同シ但シ前項規定ノ適用ヲ妨ケス

第四百五十九條ノ一 檢察廳刑事訴訟法第二百三十條第二項ノ規定ニ因
リ公訴ヲ提起シタル場合又ハ公訴提起後被告逃亡シタル場合ニシテ公
安維持ノ爲卽時ニ判決ヲ必要ト思料スルトキハ法院ニ對シ被告閥席ノ
讞判決スヘキコトヲ請求スルコトヲ得但シ被告カ政府ノ領域外ニ在ル
モノト推定スヘキトキハ卽時ニ引致スルコト能ハサルトキ又ハ其ノ引
渡ヲ受クルコト能ハサル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス被告カ政
府領域内ニ潛伏スルモノト推定スヘキトキハ其ノ所在ヲ知ルコト能ハ
サル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
法院前項ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ裁定ヲ以テ閥席審判ノ開始
ヲ命スヘシ

法院第一項ノ請求理由ナシト認ムルトキハ裁定ヲ以テ請求ヲ却下スヘシ此ノ裁定ニ對シテハ抗告スルコトヲ得ス

第四百五十九條ノ二 調停手續ニ於テハ本法ノ規定中被告ノ不在ニ因リ遵守スルコト能ハサルモノ及本章ニ別段ノ規定アル場合ヲ除キ通常手續ニ關スル規定ヲ適用ス

第四百五十九條ノ三 調停審判ノ開始ヲ命スルハ裁定ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 被告ノ氏名、年齢、職業、最後ノ住居、本籍

二 公訴事實

三 審判ヲ爲スヘキ法院及審判期日

前項ノ裁定アリタルトキハ其ノ旨法院ノ揭示所ニ公告スヘシ

第四百五十九條ノ四 調停審判ノ開始ヲ命スルハ裁定ハ前條ノ公告アリタル日より十日ヲ經テ其ノ效力ヲ生ス

第四百五十九條ノ五 法院調停手續ヲ開始シタル場合ニ於テ被告ノ在庭

ヲ必認ト認ムルトキハ給與ノ意見ヲ聽キ裁定ヲ以テ手續ヲ停止スヘシ此ノ裁定ニ對シテハ抗告スルコトヲ得ス

第四百五十九條ノ六 調停手續ニ於テ香渡シタル判決ハ公示送達ヲ爲スヘシ

前項ノ公示送達ノ效力發生前被告逮捕セラレ又ハ其ノ所在判明シタルトキハ改メテ判決ノ正本ヲ送達スヘシ

第四百五十九條ノ七 前項ノ判決正本送達後十日内ニ被告ハ手續反復ノ申立ヲ爲スコトヲ得

法院ハ檢査圖ノ意見ヲ聽キ前項ノ申立ニ對シ裁定ヲ以テ其ノ許否ヲ決スヘシ

第四百五十九條ノ八 被告手續反復ノ申立ヲ爲シタル場合ニ於テ該申立却下セラレタルトキハ上訴ノ申立アリタルモノト看做ス

第四百五十九條ノ九 同時ニ手續反復ノ申立及上訴ノ申立アリタル場合ニ於テ手續反復ノ申立ヲ許ス旨ノ裁定アリタルトキハ上訴ノ申立ハ其ノ效力ヲ失フ

第八編 執行

第四百六十一條 裁判ノ執行ハ裁判ヲ爲シタル法院對置ノ檢察廳之ヲ指揮ス但シ其ノ性質カ法院又ハ審判長、受命推事、受託推事ニ於テ指揮スヘキトキ又ハ特別規定アルトキハ此限ニ在ラス

上訴抗告ヲ棄却シタル裁判ニ因リ又ハ上訴抗告ノ取下ニ因リ下級法院ノ裁判ヲ執行スヘキトキハ上級法院對置ノ檢察廳ニ於テ之ヲ指揮ス

前二項ノ場合其ノ記録カ下級法院ニ在ルトキハ該法院對置ノ檢察廳ニ於テ執行ヲ指揮ス

第四百六十三條 二以上ノ主刑ノ執行ハ罰金ヲ除クノ外先ツ其ノ重キモノヲ執行スヘシ但シ必要アルトキハ檢察廳ハ豫メ他ノ刑ノ執行ヲ命スルコトヲ得

第四百六十四條 死刑ヲ言渡シタル判決確定シタルトキ檢察廳ハ速ニ該事件ノ記録ヲ司法行政最高官署ニ送付スヘシ

法律

OPCARD 10

第四百七十一條

懲役又ハ拘留ノ旨渡ヲ受ケ左記事情ノ一アルトキハ
檢察廳ノ指揮ニ依リ其ノ全瘡又ハ該事故ノ消滅スル迄執行ヲ停止ス

一 心神喪失シタルトキ

二 懷胎七月以上ナルトキ

三 分娩後一ヶ月未滿ナルトキ

四 現ニ疾病ニ罹リ執行ニ因リ其ノ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アル

トキ

第四百七十二條

前條第一號及第四號ノ事情ニ依リ執行ヲ停止シタル

場合檢察廳ハ受刑者ヲ醫院又ハ其ノ他適當ナル場所ニ送入スルコト
ヲ得

第四百七十三條

死刑、懲役又ハ拘留ノ旨渡ヲ受ケ未タ拘禁セラレサ
ル場合檢察廳ハ執行ニ際シ之ヲ召喚スヘシ

召喚ニ應シ出頭セサルトキハ勾引スヘシ

前項ノ受刑者ハ第七十六條第一號及第二號ノ規定ニ依リ直ニ之ヲ勾
引シ且ツ第八十四條ノ規定ニ依リ之ヲ逮捕スルコトヲ得

第四百七十四條 罰金、過料、沒收、沒取及追徴ノ裁判ハ檢察廳ノ命令ニ依リテ之ヲ執行スヘシ但シ罰金、過料ハ裁判宣告後裁判ヲ受ケタル者ノ同意アリテ檢察官カ立會ハサル場合ハ推事法庭ニテ執行ヲ指揮スルコトヲ得

前項ノ命令ハ民事執行名義ト同一ノ效力ヲ有ス

罰金、沒收及追徴ハ受刑人ノ遺産ニ就キ執行スルコトヲ得

第四百七十六條 沒收物ハ檢察廳ニ於テ之ヲ處分ス但シ檢察廳ハ他ノ官署ヲシテ其ノ處分ヲ爲サシムルコトヲ得

第四百七十七條 沒收物ハ執行後三個月内ニ權利者ヨリ還付ヲ請求シタルトキハ破毀又ハ廢棄スヘキモノノ外檢察廳ハ之ヲ還付スヘシ其ノ既ニ競賣シタルモノハ競賣所得代價ヲ給與スヘシ

第四百七十八條 偽造又ハ變造物ハ檢察廳還付ノ際ニ其ノ偽造變造ノ部分ヲ除去シ又ハ表示スヘシ

第四百七十四條 罰金、過料、沒收、沒取及追徴ノ裁判ハ檢察廳ノ命令ニ依リテ之ヲ執行スヘシ但シ罰金、過料ハ裁判宣告後裁判ヲ受ケタル者ノ同意アリテ檢察官カ立會ハサル場合ハ推事法庭ニテ執行ヲ指揮スルコトヲ得

前項ノ命令ハ民事執行名義ト同一ノ效力ヲ有ス

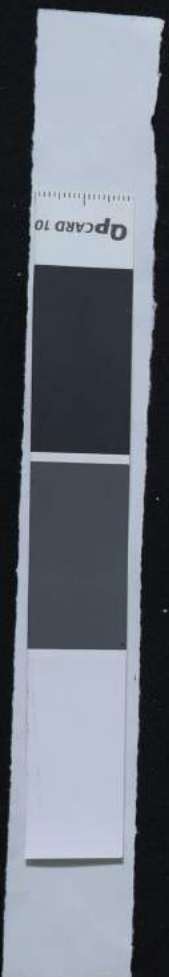
罰金、沒收及追徴ハ受刑人ノ遺産ニ就キ執行スルコトヲ得

第四百七十六條 沒收物ハ檢察廳ニ於テ之ヲ處分ス但シ檢察廳ハ他ノ官署ヲシテ其ノ處分ヲ爲サシムルコトヲ得

第四百七十七條 沒收物ハ執行後三個月内ニ權利者ヨリ還付ヲ請求シタルトキハ破毀又ハ廢棄スヘキモノノ外檢察廳ハ之ヲ還付スヘシ其ノ既ニ競賣シタルモノハ競賣所得代價ヲ給與スヘシ

第四百七十八條 偽造又ハ變造物ハ檢察廳還付ノ際ニ其ノ偽造變造ノ部分ヲ除去シ又ハ表示スヘシ

第四百七十九條 押收物件ノ還付ヲ受クヘキ者ノ所在不明又ハ其ノ他ノ
事故ニ因リ還付スルコト能ハサルトキハ檢察廳ハ之ヲ公告スヘシ公告
ノ日ヨリ六個月内ニ還付ノ請求者無キトキハ其ノ物ハ國庫ニ歸屬ス
前項ノ期間内ト雖モ其ノ價值額キ物ハ之ヲ廢棄スルコトヲ得保管ニ不
便ナルトキハ競賣ヲ命シ其ノ代價ヲ保管スルコトヲ得
第四百八十條 執行證據ノ宣告ヲ取消スヘキトキハ受刑者ノ所在地又ハ
其ノ最後ノ住所地方檢察廳對置法院ニ請求シ之ヲ裁定ス
第四百八十一條 刑法第四十八條ニ依リ其ノ刑ヲ更正スヘキトキ又ハ刑
法第五十三條及第五十四條ニ依リ刑法第五十一條第五號乃至第七號ニ
規定スル其ノ執行スヘキ刑ヲ定ムヘキトキハ該事件ノ犯罪事實ニ付最
後ノ判決ノ法院ノ對置檢察廳ハ該法院ニ請求シ之ヲ裁定ス
第四百八十二條 本法第四百七十條但書ニ依リ勞役ニ服スルヲ免スヘキ
トキハ執行ヲ指揮スル檢察廳之ヲ命令ス
第四百八十三條 刑法第四十二條第一項ニ依リ罰金カ勞役ニ易ヘラルヘ



キトキハ執行ヲ指望スル檢察官之ヲ命令ス

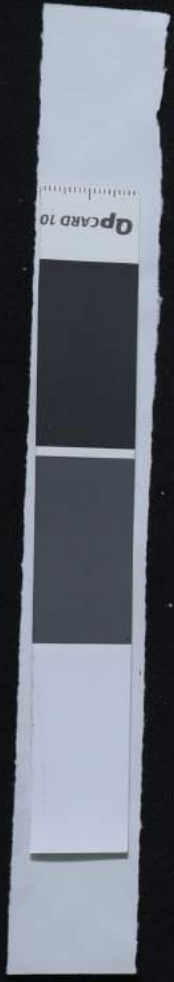
第四百八十五條 刑法第八十六條第四項又ハ第八十八條第三項ニ依リ其ノ刑ノ執行ヲ免除シ第九十六條但書ノ保安處分ニ付シ第九十七條ノ處分ノ執行ヲ延長又ハ免除シ第九十八條ノ處分ノ執行ヲ免除シ若ハ第十九條ノ處分ノ執行ヲ許可スルニハ檢察廳法院ニ請求シ之ヲ裁定ス

第四百八十六條 刑法第四十三條ニ依リ罰鍰ヲ以テ易フルトキハ檢察廳之ヲ指望ス

第四百八十八條 受刑者又ハ其ノ法定代理人若ハ配偶者カ檢察官ノ執行指望ヲ不當トスルトキハ該裁判ヲ言渡シタル法院ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第九條 附帶民事訴訟

第四百九十三條 法院カ刑事訴訟ニ付第六條第二項第三項第八條乃至第十條ノ裁定ヲ爲シタルトキハ附帶民事訴訟ニ付同一ノ裁定アリタルモノト看做ス

[illegible]